

民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス (2026 年改定版)

2026 年5月

環境省、経済産業省、農林水産省、外務省
日本政府指定 JCM 実施機構(JCMA)

目次

1.	はじめに.....	1
2.	PIN 提出手続を含む JCM のプロジェクトサイクルについて.....	3
3.	民間 JCM プロジェクトの手続及び留意事項について.....	5
3.1	二国間クレジット制度(JCM)適用基準について.....	5
3.2	事業概要(PIN)の作成及び提出について.....	6
3.3	方法論の開発について.....	9
3.4	個別ガイドラインの必要性について.....	10
3.5	民間 JCM プロジェクトの対象事業検討に当たっての留意事項.....	10
3.6	民間 JCM プロジェクトにおける日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献について.....	11
3.7	クレジット配分.....	13
4.	日本国政府による民間 JCM プロジェクトの実施支援について.....	16
5.	その他.....	17
6.	JCM に関する事業者向け情報発信一覧.....	18

用語・略語集

JCM	二国間クレジット制度。Joint Crediting Mechanism の略。 パリ協定 6 条 2 項で言及されている協力的アプローチの一つ。
パートナー国	二国間協力文書に基づき、JCM を構築した国。 モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナ、タンザニア、インド、オマーンの 32 か国(2026 年 4 月9日現在)。
合同委員会	Joint Committee(JC)。 日本国及びパートナー国の代表者により構成される委員会。JCM の実施に必要なルールやガイドライン等の採択、提案された方法論の承認、プロジェクトの登録並びに発行する JCM クレジット量の決定及び各国政府への通知を行う。
JC 事務局	JCM 合同委員会の事務局。各種提出物の受領や、文書内容のチェック、パブリック・コメントの告知等の対応を行う。
JCMA	日本政府指定 JCM 実施機構(JCM Implementation Agency)。2025 年 4 月 1 日、地球温暖化対策推進法に基づき、発足。プロジェクト登録からクレジット発行までの JCM の制度運営やパートナー国との調整等に関する主務大臣(環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣)の事務を担う。
JCM プロジェクト	JCM の下で実施される温室効果ガス(GHG)排出削減又は吸収プロジェクト活動で、合同委員会により登録されたプロジェクト。
民間 JCM プロジェクト	JCM プロジェクトの内、事業実施に JCM プロジェクトの実施を目的とした政府資金(例:環境省 JCM 設備補助事業、経産省 NEDO 実証事業等)を活用しない民間資金を中心とした JCM プロジェクト。
JCM 実施担当省 日本国における JCM の実施に関 係の深い省(環境 省、経済産業省、 外務省、農林水産 省、国土交通 省)。JCM ルール・ガイドライン 類	パートナー国との JCM 構築に関する協力覚書に基づき、合同委員会において策定される JCM の実施に必要なルール・ガイドライン類(プロジェクトサイクル手続、方法論、プロジェクト設計書、モニタリング、第三者機関の指定、妥当性確認及び検証、個別ガイドライン、JCMに関連するその他の事項、申請・報告様式)を指す。全て以下の JCM のウェブサイトにおいて各パートナー国別に公開される。 https://www.jcm.go.jp/
無効化	口座名義人又は日本国政府が、自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること。英語では Retirement。無効化された JCM クレジットの量は NDC に算入される。
取消し	口座名義人又は日本国政府が、JCM クレジットを取消口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること。英語では Cancellation。
PIN	事業概要書。Project Idea Note の略。 プロジェクト登録前に、プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、JCM の下で実施されることについて、相手国の異議の有無を事前に確認するための資料。 なお、JCM プロジェクトとなるのはプロジェクト登録されてからとなる。
NDC	国が決定する貢献。Nationally Determined Contribution の略。 パリ協定第4条2項で規定され、パリ協定締約国が作成し、国連気候変動枠組条約事務局に提出・更新する、国としての温室効果ガス排出削減目標。 JCM プロジェクトはパートナー国の NDC 達成に貢献することが求められる。
PDD	プロジェクト設計書。Project Design Document の略。 排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。
相当調整	削減・吸収クレジットを日本に分配して日本の排出量から控除する場合、ダブルカウントを防止するために、その分を、パートナー国の排出量に上乗せすること。従って、相当調

	整を行ってもなお、パートナー国にとって排出削減となることが JCM プロジェクトとして必要となる。
ITMOs	Internationally Transferred Mitigation Outcomes の略。 パリ協定 6 条 2 項に沿って、国際移転可能な排出削減量のことで、国家レベルで NDC に使える公式な削減単位。ITMO には相当調整が必要。1ITMO=1 トン CO ₂ 削減・吸収。
TPE	第三者機関(Third Party Entity)。 プロジェクト登録の妥当性確認やクレジット発行申請の検証は、合同委員会で指定された第三者機関 (TPE) に依頼することが必要となる。
妥当性確認	プロジェクト登録の妥当性を確認(Validation)すること。JCM プロジェクトとして登録するために必要な審査で、TPE が行う。
検証	排出削減・吸収量が適切か検証(Verification)すること。クレジット発行のために必要な審査で、TPE が行う。

1. はじめに

二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)は、途上国等への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及、緩和および吸収・除去に係る活動や対策の実施を通じ、実現した温室効果ガス(GHG)排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する制度です。また、パリ協定第6条2項で言及されている協力的アプローチの一つと位置づけられ、地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的に貢献しています。

パリ協定では全ての締約国が自国の GHG 排出削減目標(NDC: Nationally Determined Contribution)を定めること等が規定されており、第6条では世界全体での GHG 排出削減を効率的に進めるため、排出削減量を国際的に移転する「市場メカニズム」が規定されています。2025 年 2 月 18 日に閣議決定された地球温暖化対策計画¹では、JCM については以下のとおりとされています。

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。このような取組を通じ、官民連携で 2030 年度までの累積で、1億 t-CO₂ 程度、2040 年度までの累積で、2億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。

また、2021 年 11 月の COP26 において JCM を含むパリ協定第6条の実施ルールが採択され、6条実施ルールも踏まえた必要な JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しを各パートナー国政府とともに進めてきました。更に 2024 年 11 月の COP29 では、パリ協定 6 条の完全運用化が実現し、2025 年 11 月の COP30 では、パリ協定第6条2ガイドランスの実施に関して、各国による6条報告の提出やそれら報告書の技術審査手続の進展が確認された他、6条技術専門家審査の経験を共有するための非公式対話を開催することが決定されました。我が国は、二国間クレジット制度(JCM)を活用したプロジェクトの拡大・加速や「6条実施パートナーシップ」を通じたパリ協定6条に沿った取組の世界各国への展開に、一層強力に取り組んでいるところです。

現状、32 のパートナー国(2026 年 4 月 9 日現在)における 300 件近くの JCM プロジェクトの組成は、殆どが日本国政府による資金支援や実現可能性調査により実現したプロジェクトです。他方で、政府資金の活用にあたっては補助金適正化法等の関係規定や公募実施スケジュール等を踏まえる必要があること、エネルギー特別会計を利用した資金支援事業ではエネルギー起源 CO₂ を含む GHG 排出削減事業である必要があること、法定耐用年数満了まで年度事業報告書を提出する必要があること等の民間事業者による柔軟な JCM プロジェクト組成に対する一定の制約が存在します。また、昨今の民間事業者におけるクレジット活用への関心の高まり等も踏まえると、地球温暖化対策計画の目標達成のため、更なる JCM の実施に当たっては、従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進していくことが重要です。

2025 年4月1日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、

¹ 地球温暖化対策計画 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

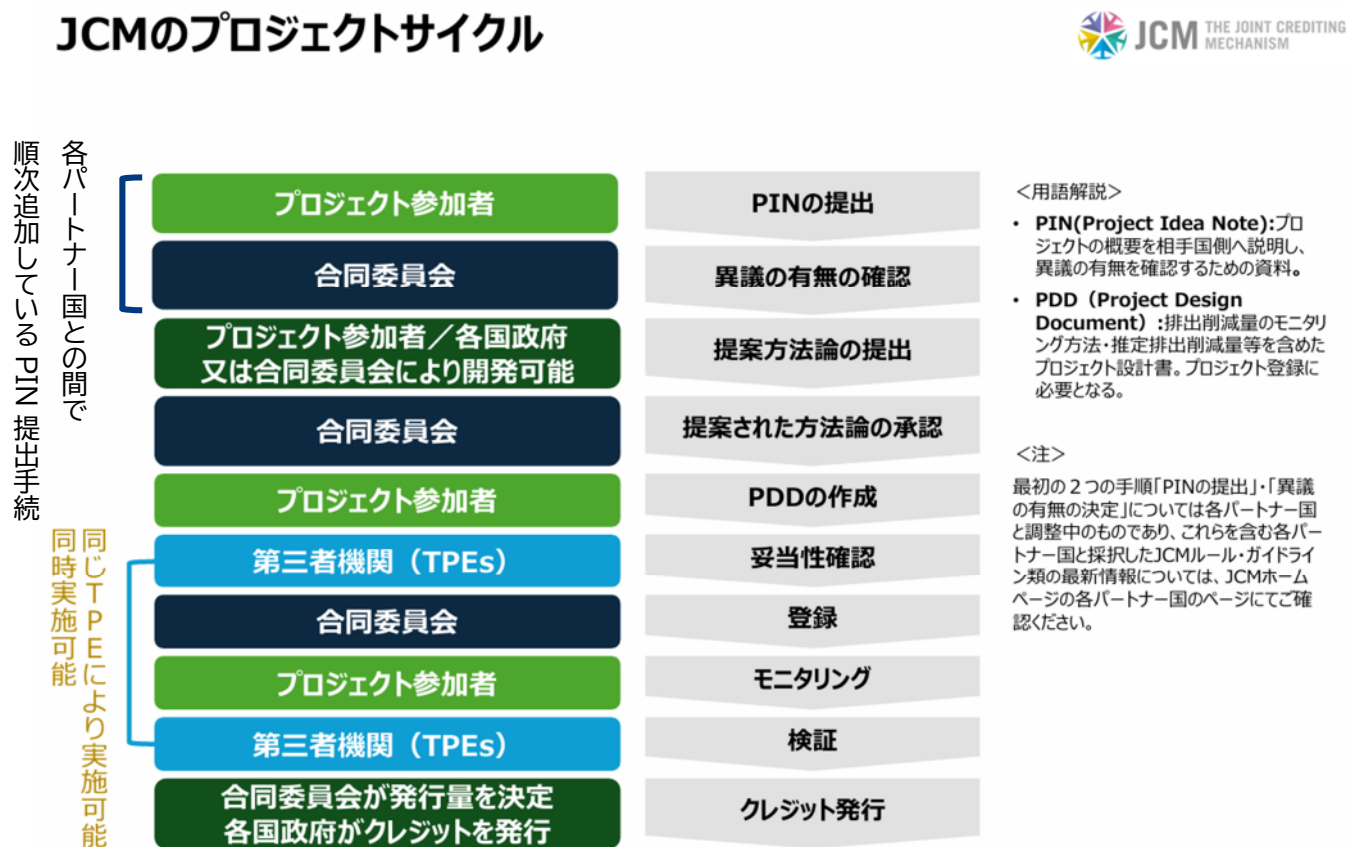
JCM が法制化され、法第 57 条の 19 に基づく指定実施機関として日本政府指定 JCM 実施機構(JCMA)が発足しました。JCMA は、これまで JCM 実施担当省が担当した事務(クレジット発行までの各種プロセスにおける相手国との連絡・調整・協議等)及び JCM 登録簿担当省が担当した事務(日本国 JCM 登録簿の運用等)並びに合同委員会事務局が担当した事務(JCM の各種手続)を一元的に所掌することになりました。

民間 JCM の推進にあたっては、まずは、JCM パートナー国政府との関係において、民間事業者が民間 JCM としてプロジェクト登録されるか、クレジット配分を受けられるか等に関する予見可能性を持って事業を進められることが重要です。

以上を踏まえ、日本国政府内の JCM 実施担当省で検討を行い、民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを 2023 年3月に初版として策定し、2024 年3月に改定版を発行しました。本ガイダンスは、直近のパートナー国政府との JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しに関する議論等も踏まえ、JCM ルール・ガイドライン類において求められる手続に加え、民間 JCM プロジェクト組成において予見可能性を高めるために、新たに導入された JCM プロジェクトの事前の照会プロセスや特に留意が必要となる事項について説明するものです。本ガイダンスは今後の JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直し、民間 JCM の個別プロジェクトの組成状況やパートナー国政府との協議等も踏まえ、今後必要に応じて内容を更新、追加していきます。

なお、民間 JCM プロジェクトの実施可能性については、多種多様な多数のプロジェクトの事前相談を頂いているものの、既存実施例は殆ど無い中でパートナー国政府との JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しと並行して個別プロジェクト内容を踏まえた協議を開始することが必要となることや、対象となる分野、個別プロジェクトもパートナー国政府の意向等も踏まえ多種多様となることから、本ガイダンスを踏まえた事前照会等の手続を経ることで、そのとおりに当該プロジェクトが合同委員会において JCM プロジェクトとして登録されることを予断するものではありません。特にパートナー国側との調整においては民間事業者自身によるパートナー国関係者との事前の協議等を行うことも重要です。

2. PIN 提出手続を含む JCM のプロジェクトサイクルについて



(注:本資料はパートナー国政府と調整中の JCM ルール・ガイドライン類を踏まえたものであり、実際の PIN の位置づけ等は異なる可能性がある)

上記の図は現在、日本国政府がパートナー国政府に提案し調整中の事業概要(PIN : Project Idea Note for JCM Project)提出手続を含む JCM ルール・ガイドライン類に基づく JCM のプロジェクトサイクルの全体像です。

そのうち民間事業者が対応すべき一連の流れを下記に示しています。詳細は JCM ウェブサイト (<https://www.jcm.go.jp/>)に掲載されている各国の JCM プロジェクトサイクル手続(Project Cycle Procedure)等を確認してください。

【民間事業者が対応すべき一連の流れ】

～～～プロジェクト登録前～～～

- ・PIN の作成・提出
- ・該当する方法論の作成・提出（すでに承認済みの JCM 方法論を使用する場合は不要）
- ・プロジェクト登録のためのプロジェクト設計書(PDD:Project Design Document)の作成・提出
- ・合同委員会で指定された第三者機関(TPE)によるプロジェクト登録のための妥当性確認(Validation)への対応

～～～プロジェクト登録後～～～

- ・モニタリングレポートの作成・提出
- ・TPE による排出削減・吸収量の検証(Verification)への対応
- ・クレジットの発行申請書の作成

なお、合同委員会の決議後に JCM クレジットが法人保有口座に発行されます。

3. 民間 JCM プロジェクトの手続及び留意事項について

2021年 COP26 におけるパリ協定第6条実施ルール(排出削減量の二重計上防止のための「相当調整」を含む)の採択により日本側に配分される JCM クレジットについては相当調整の対象となり、日本の NDC 達成に使うクレジット量をパートナー国側においては自国の排出量へ上乗せすることとなりました。そのため、JCM プロジェクトの実施によるパートナー国側へのメリット・デメリット及び民間事業者にとっての投資判断の前提となる具体的なクレジット配分については、自らの NDC 達成への影響等の観点からパートナー国政府の関心も高まっています。

こうした状況も踏まえ、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減・民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上を目的として、日本国政府における JCM 実施担当省はプロジェクト参加者がプロジェクト登録に先立ち、クレジット配分を含む PIN を作成し、JCM プロジェクトとしての事前照会を行う手続を含むよう、JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しを順次各パートナー国政府と調整しました。現在、チュニジア、スリランカ、ジョージア、セネガル、タイ、モルドバ、インドネシア、カザフスタン、ウズベキスタン、PNG、キルギス、バングラデシュ、タンザニア、モルディブ、フィリピン、モンゴル、カンボジアの 17か国において導入済みです(2026 年 3 月 5 日現在)。

民間 JCM プロジェクトにおいては日本国政府の資金支援を原則伴わないため、当該民間 JCM プロジェクトのクレジット配分を含む実現可能性等に加え、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや、当該プロジェクトを JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのかといった点について、パートナー国政府との共通理解の醸成がより重要になることが想定されます。特に、パリ協定第 6 条2項に沿って実施する JCM では、JCM プロジェクトによって発行されるクレジットのうち、日本側に配分される JCM クレジットについては相当調整の対象となることから、パートナー国にとって、相当調整を行ってもなお自国のメリットになることについて理解を得ることが必要です。

具体的には、プロジェクトの実施前にクレジット配分を含む PIN を作成・提出し、合同委員会で異議の有無が確認されることで、民間 JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減・民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上が見込まれます。なお、正式に JCM プロジェクトとなるのはプロジェクト登録の段階であり、クレジット配分もプロジェクト登録時に合同委員会で決定されます。

なお、上記の PIN を活用した事前照会手続に関する JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直し状況はパートナー国ごとに異なります。また、当該プロセスが与える JCM プロジェクトの実施への影響等も踏まえ、プロセス自体の見直しや改訂も行っていきます。

3.1 二国間クレジット制度(JCM)適用基準について

民間 JCM の事前相談では、事業者の方々から様々な事業の相談および PIN ドラフトが寄せられます。中には、民間事業者が通常のビジネスとして実施している事業、JCM クレジットを獲得する見込みがなくても脱炭素設備の建設・設置を開始している事業等、制度の趣旨に照らし、JCM プロジェクトとして実施することが適当でない事業も散見されます。こうしたことから、JCM を活用する付加価値をど

う捉えるか、JCM として実施することが適切な事業なのか、公的資金支援により実施しているプロジェクトの扱い、日本企業又は日本政府の役割の明確化と日本の資金貢献の定量化等に関し、事業者自らが JCM を適用することができるか検討するための参考となるよう二国間クレジット制度(JCM)適用基準が 2025 年 11月に公表されました。JCM プロジェクトを検討される際に、必ずご一読頂き、検討しているプロジェクトに JCM が適用可能かをご確認ください。

JCM 適用基準: https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_ja.pdf

主な内容は以下の通りです。

1. 当該事業が JCM を利用する付加価値があること(クレジットによるインセンティブが事業を実行するために必要等)
2. 排出削減・吸収を行う機器の調達を開始する日又は排出削減・吸収を行う設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に、日本政府を通じて相手国政府に事業概要(PIN:Project Idea Note)を提出していること。
3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う機器の調達を伴わない事業(例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など)についてはこの限りではない。
4. PIN において、排出削減・吸収に対する日本企業又は日本政府の役割が明確に説明されていること 及び日本の資金貢献が定量化されていること。

なお、ある提案事業が JCM として認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、JCM 適用基準を満たせばすべての事業が JCM として認められることを保証するものではありません。

3.2 事業概要(PIN)の作成及び提出について

民間 JCM プロジェクトでは、事業概要(PIN)は日本国とパートナー国にとって重要な案件説明資料となりますので、PIN を一読すれば事業内容が良く理解できる様に分かり易く、論理的、時系列的、定量的に整理された形で記載してください。PIN 様式は 2025 年 11 月に新様式に改定されました。

新 PIN 様式: https://gec.jp/jcm/agency/guides/about_jcm/

今後は全てのパートナー国との間で新 PIN 様式を使用していく方針です。プロジェクトの概要、GHG 排出削減・吸収の仕組み、JCM でプロジェクトを実施する理由・根拠、実施場所、想定するスケジュール、クレジット期間、プロジェクト費用のブレイク・ダウンおよび資金負担、適用される方法論、事業開始からの暦年毎の想定削減・吸収量、BaU からの排出削減量、クレジット配分割合の理由等をパートナー国にも理解頂ける様に分かり易く記載頂くことが重要です。また、記載された英文に関しても、ネイティブ・スピーカー等による確認を行ってください。

また、民間 JCM プロジェクトの実施検討にあたって、パートナー国の NDC を参照し、検討しているプロジェクトがパートナー国政府から支援実施対象として期待されるセクター・脱炭素技術等に含まれているか、パートナー国においてパリ協定第 6 条 2 項の協力に関して適格な活動リストやポジティブリストなどを公表している場合、提案プロジェクトがそのリストに含まれていることの確認を行うことも重要です。エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガスの削減・吸収を対象とする場合には、その温室効果ガスが相手国の NDC の対象となっていることや、検討しているプロジェクトの活動分野が相手国のインベントリの対象になっているかを確認することも重要です。

また、GHG 排出削減がプロジェクトを実施するパートナー国内で行われること、削減・吸収量が定量的にモニタリングできること等を満たす必要があります。

なお、パリ協定第6条実施ルール採択後の JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しが未だ採択されていないパートナー国での事業においても、各パートナー国に提案中の PIN の作成をお願いしています。

PIN 提出手続を盛り込んだ JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しがパートナー国政府との間で採択された場合、以下の手続(【PIN 提出手続が採択されている国】を参照。)が必要となります。また、採択されていない国の間においても以下の手続(【PIN 提出手続が採択されていない国】を参照。)に沿って対応しています。

各パートナー国政府と採択した PIN 提出手続を含む JCM ルール・ガイドライン類の最新情報については、順次、JCM ウェブサイト²の各パートナー国のページに PIN の様式も含めて掲載されますので、最新情報については当該ページにてご確認ください。

【PIN 提出手続が採択されている国】

- ・ 民間 JCM プロジェクトの実施を希望される事業者が、JCM ウェブサイト(<https://www.jcm.go.jp/>)で各パートナー国別に公表されている PIN 様式(Project Idea Note for JCM Project)へプロジェクト情報、クレジット配分等を英語で記載のうえ、JCMA へ提出(様式への入力に当たっては、特に以下 3.3 以降の内容について、民間 JCM の特徴を理解したうえで、PIN 記入例及び記入指針を参考としてご記載ください)。
- ・ JCMA で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認し、日本政府の JCM 関係省庁による内容確認を行い、必要に応じて修正頂いた上で、日本側 JC 事務局に提出して頂きます。日本政府による最終確認後、日本側 JC 事務局からパートナー国政府事務局へ送付。(JCM 適用基準の2にある、「日本政府を通じて相手国政府に事業概要(PIN:Project Idea Note)を提出している」とはこの段階のことです)。
(パートナー国政府からの照会等に対しては日本側 JC 事務局を通じて提案者である民間事業者、必要に応じて追加説明資料等を提出していただくことがあります。また、JCM 関係省庁が内容を確認した結果、JCM 適用基準に合致しない場合や、想定排出削減・吸収量含め、プロジェクトの実施確度が低いと JCM 関係省庁内で判断される場合等には、パートナー国には送付しない場合があります)。
- ・ 合同委員会は PIN の受領後に異議の有無を決定。

² JCM ウェブサイト <https://www.jcm.go.jp/>

- ・ 日本側 JC 事務局から事業者へ結果を連絡。

具体的な記載方法については、JCMA ウェブサイト

(https://gec.jp/jcm/agency/guides/about_jcm/) の JCM 適用基準、PIN 記入例・記入指針、JCM に関する Q&A をお読みいただいた上で、PIN 記入例・記入指針も参照してください。Optional 項目についても、可能な範囲で記載することを推奨します。

PIN の作成に当たっては、事前相談を実施していますので、JCMA(jcma-contact@gec.jp)にご相談ください。事前相談において、作成された PIN の内容をまず JCMA が確認を行います。その後、JCMA から JCM 関係省庁に送付し、PIN を日本国政府として事前確認します。政府による事前確認終了後、事業者には修正点や質問事項に対する回答を連絡しますので、その回答を反映後、事業者は上記の手続に従って、PIN を日本側 JC 事務局に提出してください。

なお、事前相談の概要および PIN は、秘密保持に留意しつつ、日本政府 JCM 関係省庁および関係機関に共有されますので、あらかじめ了承願います。

【PIN 提出手続が採択されていない国】

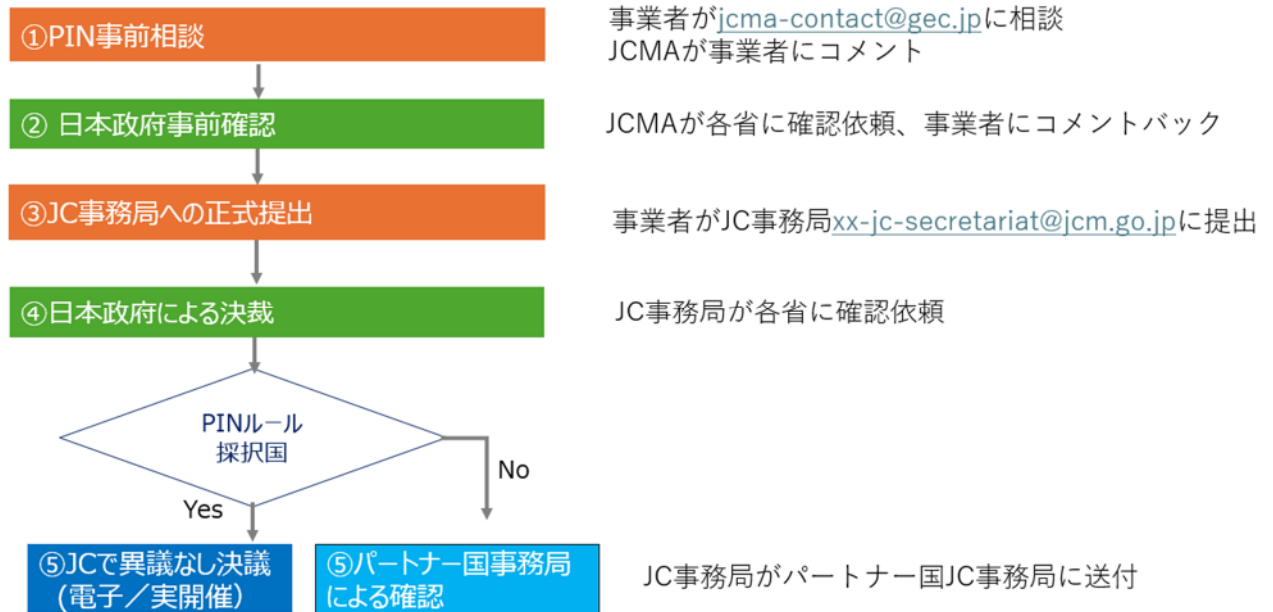
JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減や民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上のため、基本的に PIN の作成をお願いしています。作成した PIN は JCMA で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認し、日本政府の JCM 関係省庁による内容確認を行い、必要に応じて修正頂いた上で、日本側 JC 事務局に提出して頂きます。日本政府による最終確認後、日本側 JC 事務局からパートナー国政府事務局へ送付します。(JCM 適用基準の2にある、「日本政府を通じて相手国政府に事業概要(PIN:Project Idea Note)を提出している」とはこの段階のことです)。

なお、事業者自ら相手国政府に対して、案件の説明のために PIN 案を共有することも可能です。その場合には、JCM 関係省庁及び JCMA にも情報共有いただくようお願いします。

なお、PIN 提出手続が採択されていない国には正式な PIN 様式はないため、JCMA ウェブサイト(https://gec.jp/jcm/agency/guides/about_jcm/)から PIN 様式(PIN_form.zip)をダウンロード後、解凍したフォルダ内にある Other_countries の様式を利用してください。

PIN の政府確認プロセスに関しては、以下を参照ください。

図3-1 PIN の政府確認プロセス



3.3 方法論の開発について

民間 JCM では、方法論は基本的に民間事業者にて作成いただきます。JCM プロジェクトの方法論については、パートナー国ごとに作成し、合同委員会の承認を得る必要があります。プロジェクトの実施予定国において、既に予定しているプロジェクトに適用可能な承認済みの JCM 方法論が存在する場合には、それを活用することができます。適用可能な承認方法論が存在しない場合、新たに方法論を作成する必要があります。CDM や J-クレジット等、他の制度における方法論が有る場合には、それを参考に方法論を作成することは可能ですが、他の制度の方法論を JCM プロジェクトに直接適用することはできません。また、JCM では、パートナー国が日本側の取得するクレジットに見合う量を相当調整してもなお、JCM プロジェクトがパートナー国の NDC 達成に貢献するよう、BaU 排出量を下回るリファレンス排出量を設定することが必要です。新たな方法論は、各パートナー国との間で採択された方法論開発ガイドライン(JCM Guidelines for Developing Proposed Methodology)を参照の上、Eligibility criteria 等に留意して新たに作成ください。

なお、フィリピンに関しては、2025 年 2 月に間断かんがい技術(AWD)による水田のメタン削減に関する方法論(PH_AM004:Methane Emission Reduction by Water Management in Rice Paddy Fields)がフィリピンと我が国との JCM 合同委員会にて、承認されました。³

³ フィリピンの AWD によるメタン削減の方法論 <https://www.jcm.go.jp/jc/methodologies/ph-am004-ver1-0/>

3.4 個別ガイドラインの必要性について

JCMプロジェクトでは、農業や森林分野、泥炭地管理、CCS、さらに GHG 除去等の削減・吸収 ポテンシャルの大きいプロジェクトも期待されるのですが、該当分野におけるガイドラインの必要性等に関する基本的な考え方を各パートナー国と協議する必要がある可能性があり、その場合にはその採択に時間がかかることも想定されます。パートナー国との調整状況にもよりますので、個別に JCMA にご相談ください。

なお、インドネシアとは、2024 年 12 月に開催された合同委員会にて、二酸化炭素回収・貯留(CCS)及び二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)事業に関するガイドライン類を新たに採択しました。⁴

また、REDD+ 及び植林/再植林に関するガイドライン類については、2025 年 11 月にフィリピンとの間で⁵、2026 年 3 月にカンボジアとの間で⁶採択されています。

3.5 民間 JCM プロジェクトの対象事業検討に当たっての留意事項

民間 JCM を通じたプロジェクト実施により、我が国の民間事業者による排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等が行われることは、パートナー国の NDC 達成への貢献だけでなく、民間資金の更なる活用によるパリ協定第6条の市場メカニズムの実施の拡充の観点からも望ましいことです。JCM プロジェクトの実施及びクレジット取得のためには、PIN 等を用いて、JCM として実施されることの必要性(民間 JCM プロジェクトの場合、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのか等)について、パートナー国政府の十分な理解を得ることが重要です。

現状、民間 JCM としての実施が検討され得るプロジェクトとしては、以下が考えられます。

- GX-ETS での排出実績への算入等を目的として、事業者が JCM クレジットの取得を目指すプロジェクト
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK 制度)での活用を目指すプロジェクト
- 自主的カーボン・オフセットでの活用を目指すプロジェクト
- プロジェクトの規模等との関係で日本国政府の資金支援を活用できない、日本国政府の資金支援を活用すると実施スケジュール等が制約を受ける、エネルギー起源 CO₂ を含む GHG 排出削減の事業ではない等の理由で現状の日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業(表3-1)を活用しない(対象とはならない)プロジェクト
- パートナー国との間で JCM 方法論が既に存在する脱炭素技術等を用いたプロジェクト

⁴ インドネシアの CCS/CCUS のルール・ガイドライン <https://www.jcm.go.jp/jc/id-rules-and-guidelines>

⁵ フィリピンの REDD-plus and A/R のルール・ガイドライン <https://www.jcm.go.jp/jc/ph-rules-and-guidelines>

⁶ カンボジアの REDD-plus のルール・ガイドライン <https://www.jcm.go.jp/jc/kh-rules-and-guidelines>

なお、日本政府は以下の JCM パートナー国への支援を行っていますが、FS 等を通じての JCM プロジェクト化を支援しています。

表 3-1 日本政府による JCM パートナー国への支援

	事業名	支援方法
環境省	JCM設備補助事業*	補助金
	アジア開発銀行(ADB)への拠出金 ～ JCM 日本基金(JFJCM)～	グラント
	欧州復興開発銀行(EBRD)への拠出金 ～ JCM にかかる日本－EBRD 協力基金(JEJCM)～	グラント
	国連工業開発機関(UNIDO)への拠出金 ～ UNIDO-JCM ～	グラント
	JCM実証事業*	補助金
	案件開発／キャパビル／MRV支援	技術協力
経済産業省	実現可能性調査(F/S)	委託事業
	二国間クレジット制度(JCM)等を活用した低炭素技術普及促進事業 (NEDO実証事業)	委託事業
	NEDO新規方法論開発／JCMクレジット化支援・MRV適用調査	技術協力
農林水産省	農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行(ADB)拠出金	技術協力
	農業分野の脱炭素技術の海外展開支援対策委託事業	委託事業
* パートナー国における国有企業が実施するプロジェクトへの支援は可能だが、パートナー国政府自身が実施するプロジェクトは支援対象としない。		

また、民間 JCM プロジェクトの対象事業検討にあたっては、以下の点についても留意すべきです。

- パートナー国において検討が進んでいる、パリ協定6条にもとづいて国際協力の下で実施する事業の適格要件や対象分野に整合していること
- パートナー国における国内法制度・規制が、プロジェクトの実施への影響を及ぼす恐れがないこと。また、その課題を特定し解決の目処が立っていること。

3.6 民間 JCM プロジェクトにおける日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献について

パートナー国政府への民間 JCM プロジェクトに関する PIN を通じた事前照会を実施するにあたり、当該プロジェクト情報、特に日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外の貢献に関する記載が、パー

トナー国における当該民間 JCM プロジェクト実施への理解促進と将来的なクレジット取得の観点からは重要となります。

<1. 資金貢献の考え方及び記載例> (PIN 記入例・記入指針:6. Expected scale of investment and financial sources 等)

- ・ 従来の日本国政府資金支援がある JCM プロジェクトでは、日本国政府資金による支援が日本側へクレジット配分を行う「日本国の貢献」の根拠としてパートナー国側に説明されています。民間 JCM プロジェクトの場合は、日本国政府資金支援を活用しない JCM プロジェクトの組成となるため、民間事業者による資金負担及びそれ以外の面での貢献の定量的な説明が重要となります。
- ・ それぞれのプロジェクト内容に合わせてパートナー国政府へ情報提供し、事前に理解を得ることが将来的な JCM プロジェクトとしての確実な実施及びクレジット取得に有益です。
- ・ JCM という仕組みがあり、JCM クレジットの獲得を前提とすることにより、民間 JCM プロジェクトが組成され、パートナー国での排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等に繋がることを明確に記載することが必要です。プロジェクトにより貢献としてアピールすべきポイントが異なる事が考えられますが、例として、以下が可能になるという説明が考えられます。
 - 民間事業者による資金の負担：プロジェクト実施に必要な資金を日本企業が負担することが資金貢献としてパートナー国政府に認められることとなります。資金貢献の定量化の観点から、プロジェクト参加者の直接的な資金負担が基本となりますが、プロジェクトによっては、日本企業が参画することによって得られる割引 (EPC 費用、保険料)、日本政府及び関係機関の提供する各種補助金、融資・貿易保険の利用、優遇融資 (低金利、利子補給、劣後ローン)、事業参画における優遇措置または権利の放棄 (株主優待放棄、議決権放棄) 等もパートナー国政府に「日本国の貢献」として認められる可能性があります。なお、JCM 適用基準を満たす場合においては、初期費用をパートナー国側が負担し、その事業から獲得した JCM クレジットの販売収入を日本側がパートナー国側に還元することを事前に約束することを、日本の貢献として認められる可能性があります。
 - 付随サービスの実施：プロジェクト自体に掛かる資金を負担する他に、プロジェクトに関係する技術移転のための活動、O&M サービスの実施等の付随サービスの資金負担についても、従来は実施しないものと説明できる場合に限り、その他の貢献として認められる可能性があります。

<2. その他貢献の考え方及び記載例> (PIN 記入例・記入指針:2. Reasons and rationale for implementing the project under the JCM 等)>

下記の例も参考に、資金負担面以外の民間 JCM プロジェクトの実施によるその他の貢献を具体的に記載してください。当該記載が具体的かつ定量的であれば、パートナー国政府からその他の貢献として認められ、クレジット配分に加味される可能性があります。

- パートナー国の NDC に対する貢献
提案するプロジェクトを実施することによるパートナー国の NDC 達成における意義を明確にし、新たな GHG 排出削減・吸収を実現することはパリ協定第6条ルールに基づく相当調整を勧告したクレジット配分を行ってもなお、パートナー国の NDC 達成に寄与するものであること。
- SDGs への貢献やその他コベネフィット

提案するプロジェクトを実施することによるパートナー国における SDGs への貢献等、GHG 排出削減・吸収以外のコベネフィットをもたらすこと。

- エネルギー需給の安定化

パートナー国において、脱炭素技術による新たな再エネ投資や省エネ対策の実施は、多くの国が掲げる NDC 達成の推進のみならず、エネルギー需給の安定化、さらにはエネルギー市場のレジリエンス向上(あるいはエネルギー安全保障)にも寄与することから、民間 JCM プロジェクトでも同様に、再エネ・省エネの促進が実施され、事業の同国内での水平展開により、パートナー国のエネルギー供給の安定化に貢献することが可能であること。

- 技術導入・投資の促進

パートナー国によっては、関心分野を定めて外資誘致の促進策を講じていることもあり、民間 JCM プロジェクトがそのようなパートナー国政府の関心と合致すれば、外資誘致の促進(ひいては、国内の関連産業の振興)にも繋がること。

- 自然環境の保全

プロジェクトを実施することにより、パートナー国での自然環境(農地、森林、放牧地、河口域、泥炭地等)の破壊等を防止し、その保全に繋がること。

3.7 クレジット配分

(PIN 記入例・記入指針:8. Expected Mitigation Outcome GHG emission reductions/removals 参照)

JCM プロジェクトから創出されるクレジットは、合同委員会において、パートナー国政府、パートナー国側のプロジェクト参加者、日本国政府、日本側のプロジェクト参加者等へと配分されます。日本国政府の資金支援のある JCM プロジェクトでは、これまで日本国政府が資金負担割合等に応じて日本側に配分されるクレジットの相当部分を取得しています。そのため、日本国政府の資金支援のある JCM プロジェクトでは、民間事業者は事業実施のための自らによる資金負担を低減できますが、民間事業者が取得できるクレジット量は限られていました。他方で、我が国の NDC 達成にも貢献する民間事業者によるクレジット取得を目的とした民間 JCM プロジェクトの実施は既述のとおり JCM の目標達成の観点からも好ましいことです。

民間 JCM プロジェクトにおいて、PIN によるクレジット配分の割合は、合同委員会での異議の有無の決定を行うに際して、パートナー国政府における当該民間 JCM プロジェクトの実施の可否の検討に当たっての重要な情報となるため、その配分割合の根拠も含めて具体的な説明が必要です。

日本政府がパートナー国に提案している JCM における排出削減の貢献を示す基本的考え方は以下の図を参照ください。JCM プロジェクトの排出削減量とクレジット対象となる排出削減量を分けて考え、BaU (Business-as-usual:成り行き)排出量とリファレンス排出量の差(JCM クレジットとしては発行されない部分)もパートナー国の削減に貢献することを説明しています。

相手国にとっては、BaU 排出量とリファレンス排出量の差は、クレジットの配分に依らず相手国の NDC 達成に貢献します。従って、仮に日本側の貢献割合に応じて日本側にクレジットが多く配分されたとしても、相手

国には上記差分の削減量も含めて貢献していること、プロジェクトがもたらす排出削減量全体に対する貢献割合は実際のクレジット配分よりもっと大きいことについて、特に相手国に対して理解を得ることが重要です。

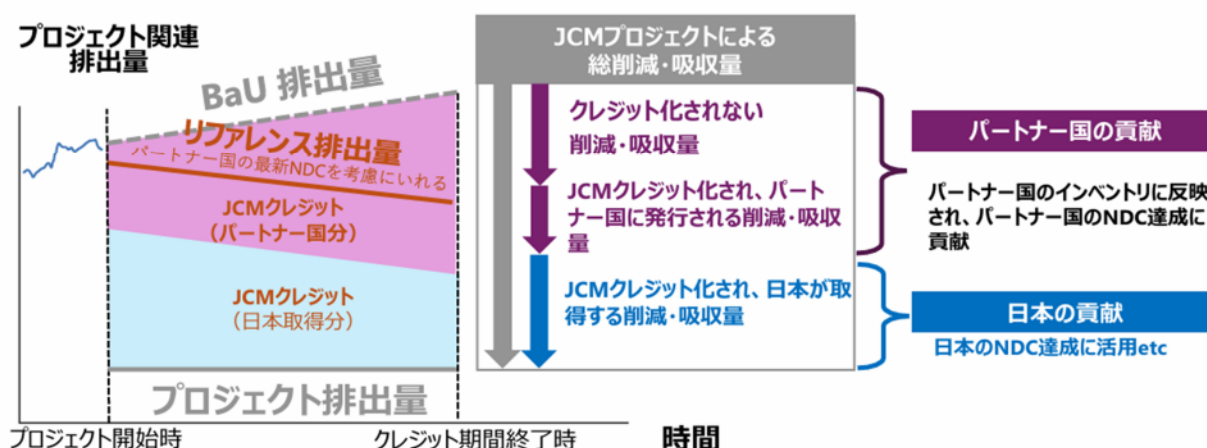
いずれにしても、プロジェクトがもたらす削減貢献をよく理解した上で、クレジット配分の根拠を示すことが重要です。

図3-2 JCMにおける排出削減量の評価とクレジット化

JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて



1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



なお、民間 JCM プロジェクトを通じて日本側に配分されるクレジットは、JCM のウェブサイトに掲載されている各パートナー国の Rules of Implementation for the Joint Crediting Mechanism (JCM)(または、Guidance for the Implementation of the Joint Crediting Mechanism (JCM)等)に記載されているクレジット配分の原則および資金負担割合等に応じて主に民間事業者が取得する事が想定されますが、我が国の NDC の達成に活用するために JCM が構築・実施されていること、日本国政府が当該パートナー国政府との合同委員会对応を含む JCM ルール・ガイドライン類の構築及び実施、JCM の活用機会の提供・支援等を行っていることに鑑み、取得したクレジットについて、我が国NDCの排出削減目標の達成への活用へのご協力をお願いいたします。

協力の例としては、事業者が保有する JCM クレジットを無効化することで、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK 制度)における調整後温室効果ガス排出量の算定に活用することや、GX-ETS での活用等を含むその他のカーボン・オフセットに使いつつ、NDC の排出削減目標へ

も活用することが可能です。

また、民間 JCM プロジェクトの実施にあたって測定、報告及び検証(MRV)等やパートナー国政府との直接協議の設定等の日本国政府による支援を受ける場合は、その具体的な支援内容に応じた日本国政府へのクレジット配分についての調整が必要になる場合がありますのでご注意ください。

原則、プロジェクトの検討・案件形成で受けた政府資金支援(政府関係機関含む)については、日本国政府へのクレジット配分の調整は必要ありません。(例:経済産業省で実施している実現可能性調査(FS)、環境省で実施している案件開発・実証事業、農林水産省で実施している実現可能性調査等)

なお、JCMA による PIN 事前相談は年間を通して随時オンラインで行っており、日本国政府へのクレジット配分の調整にも影響しませんので、是非ご活用ください。

PIN 事前相談の宛先:jcma-contact@gec.jp

4. 日本国政府による民間 JCM プロジェクトの実施支援について

民間 JCM プロジェクトについては、方法論の開発、PDD の作成、妥当性確認、モニタリングレポートの作成、検証等は基本的に事業者が行う必要がありますが、政府の支援メニューが利用できる場合があります。これらの支援や関係情報の提供が必要な場合はそれぞれの JCM 関係省庁へご相談ください。

下記のような支援が行われています。ただし、政府支援分の貢献(FS 等への支援を除く。)は、日本政府取得分のクレジットとして配分される予定です。

表 4-1 日本国政府による民間 JCM プロジェクトに対する支援事業

支援内容	所管省庁
案件組成に向けた実現可能性調査（FS）等への支援	経済産業省 環境省 農林水産省
新規方法論の開発への支援	
MRVへの支援	

※内容等によって所管省庁が変わります。

なお、プロジェクト登録の妥当性確認やクレジット発行申請の検証は、合同委員会で指定された第三者機関(TPE)に依頼することが必要です。方法論の承認、JCM プロジェクトの登録、クレジットの発行等の手続は日本国政府と各パートナー国政府との間で設置される合同委員会が行います。

5. その他

JCM プロジェクトの実施においては、環境・社会経済に関するパートナー国における法体系などの順守が当然に求められるほか、2021 年のCOP26で決定されたパリ協定第6条の実施ルールを踏まえ、パートナー国における持続可能な開発・SDGs の実現への寄与、ジェンダー平等の実現への寄与、人権配慮への実現への寄与等も求められています。このため、民間 JCM プロジェクトの実施においても JCM としてこれらの事項への対応が行われることが必要となります。

特に、JCM ルール・ガイドライン類の策定・見直しが採択された国では、ガイドラインに基づき、JCM プロジェクト登録の際に、持続可能な開発への貢献を示した文書を合同委員会に提出し、レビューを受ける必要がありますので、PIN 作成の段階から十分に考慮の上で、案件組成することが求められます。

例えば、パリ協定6条対応の JCM ルール・ガイドラインが導入されているパートナー国では、持続的な開発に寄するプロジェクトとであることの説明資料として、SDIP(Sustainable development implementation plan および SDIR(Sustainable development implementation report)の作成方法を規定する Guidelines for Developing Sustainable Development Implementation Plan and Report が、もしくは Sustainable Development and Safeguards Assessment Report および Sustainable Development and Safeguards Monitoring Report の作成方法を規定する Guidelines for Developing Sustainable Development and Safeguards Assessment Report and Monitoring Report が採択されています。

6. JCM に関する事業者向け情報発信一覧

JCM については、制度の概要から最新の動向、案件形成に係る支援策まで、複数の情報発信媒体を通じて情報提供を行っています。これらの情報発信の主な内容と入手先をお示しします。

表 6-1 JCM に関する情報発信一覧

名称 (組織)	内容
ウェブリンク	
JCM ウェブサイト (JC 事務局)	・ルール&ガイドライン ・第三者機関 ・各国報
https://www.jcm.go.jp/jc/	
JCM 概要 (JCMA)	・Q&A ・JCM 適用基準 ・JCM の概要と最新動向 ・PIN 様式、PIN 記入例/記入指針
https://gec.jp/jcm/agency/guides/about_jcm/	
JCM 基本情報 (環境省)	・JCM の基本概念 ・パートナー国 ・JCM、パリ協定 6 条に関する資料 ・環境省における JCM 実施支援プログラム
https://www.env.go.jp/earth/jcm/index.html	
JCM 基本情報 (経済産業省)	・制度概要 ・経済産業省および NEDO による資金支援事業
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/index.html	
JCM 基本情報 (農林水産省)	・制度概要 ・地球温暖化対策推進法に基づく JCM の推進 ・農業分野の JCM ・森林分野の JCM
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/260413_4.html	

以上

主改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2023 年3月		初版公表
2024 年3月	用語・略語集	PIN、NDC、PDD を追記
	3.1	PIN 手続について、手続が採択されている国と、採択されていない国に項目を分けて記載
	3.2	「方法論の開発について」を追加
	3.3	「個別ガイドラインの必要性について」を追加
2026 年5月	用語・略語集	相当調整、ITMOs、TPE、妥当性確認、検証を追記
	1	地球温暖化対策計画の改定を反映
	3	パリ協定6条運用ルール採択国を更新
	3.1	JCM 適用基準、PIN 記入例・記入指針を追記
	3.2	政府・関係機関、パートナー国への共有を追記
	3.2	PIN の政府確認プロセスを追記
	3.3	フィリピン AWD 方法論、インドネシア CCS&CCUS ガイドラインを追記
	3.4	泥炭地管理、CCS、GHG 除去、REDD + & A/R を追記
	3.5	GX-ETS での活用を追記
	3.7	クレジット配分の考え方(JCMにおける排出削減量の評価とクレジット化)を追記
	5	SDIP、SDIR および SDSAR、SDSMR を追記